

東北農政局震災復興室の 取組状況について

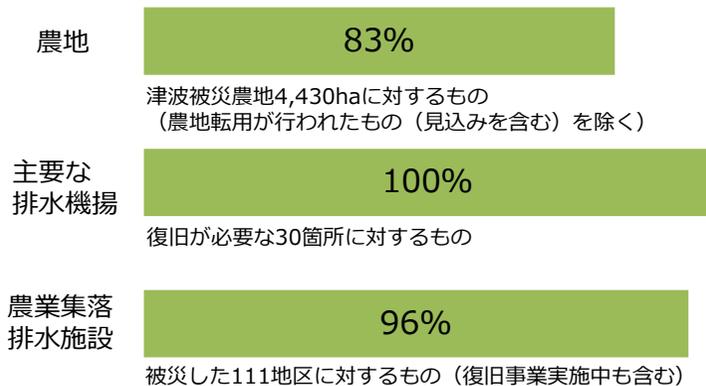
2025年4月25日

農林水産省東北農政局震災復興室

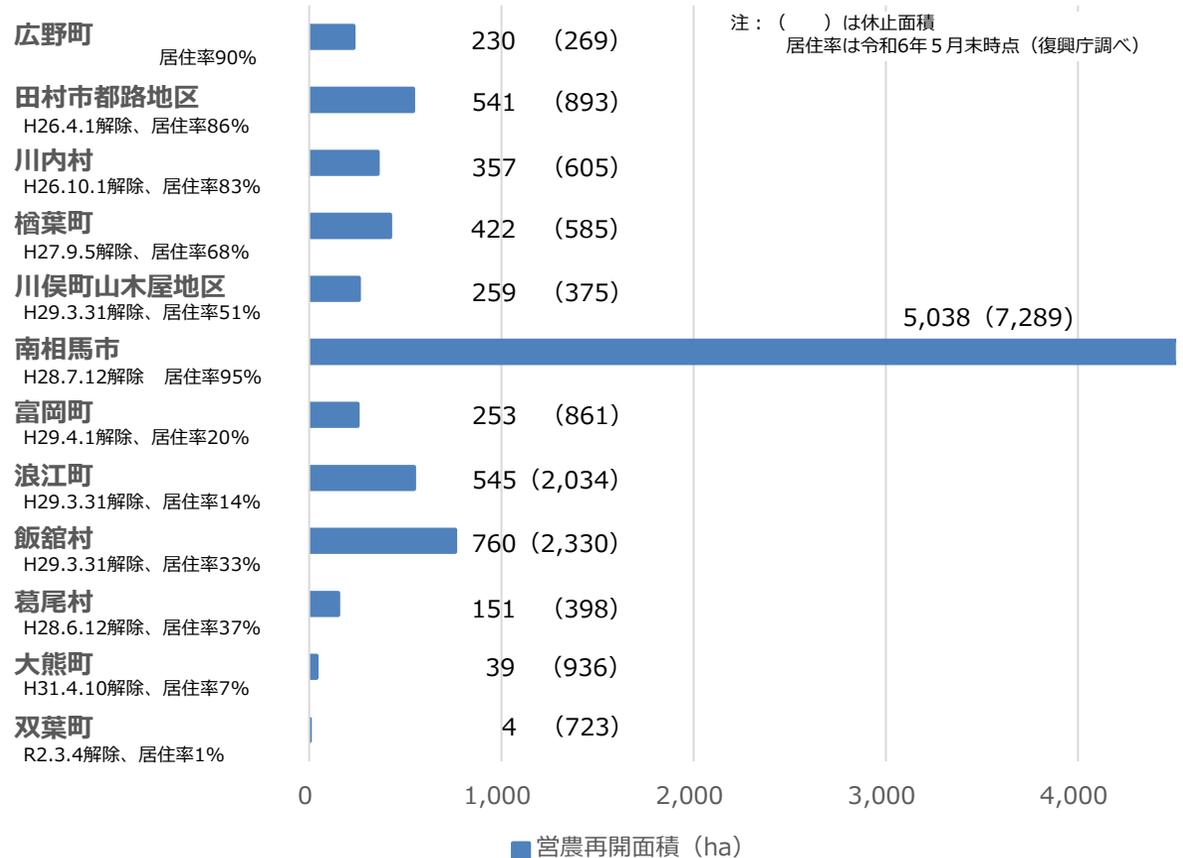
震災からの復興の現状（農業）

- 地震・津波による被害のうち、営農の基盤となる農業関係のインフラはほぼ復旧。
- 原子力被災12市町村における令和7年度末の**営農再開面積（目標）約10,000ha**に対する進捗は**86%**（令和5年度末時点）。
- **避難指示解除の遅れや帰還状況により再開割合が低く未再開農地が多く残る市町村において、目標達成に向け営農再開の取組を着実に推進しているものの、担い手確保が大きな課題。**

農業関係のインフラの復旧状況（福島県）



市町村毎の営農再開状況（R6年3月現在）



営農再開面積の推移（原子力被災12市町村）



大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開に向けた支援

1. 農地の大区画化、利用集積の拡大

- 改正福島特措法（令和3年4月施行）によって、下記制度を新設。
 - ・市町村に代わって、福島県が、農地集積の計画を作成・公告できる。
 - ・農地バンクを活用して、農地の共有者の過半が判明していない農地も含め、担い手への権利設定等を行うことができる。
- あわせて、農地集積・集約化の取組強化のため、原子力被災12市町村を対象に農地バンクの現地コーディネーターを配置。

2. 生産と加工が一体となった広域的な高付加価値産地の展開

- 現地に呼び込んだ食品加工メーカー等の実需者等に対し、農産物を供給する産地が市町村を越えて広域的に創出する際の施設整備等を支援。

3. 福島県における先端技術の実証研究・社会実装

- 福島イノベーションコースト構想に基づき、ICT技術やロボット等を活用した先端技術の開発・実用化の推進。



1. 被災地方公共団体への人的支援と各関係機関との連携強化

- 令和2年4月より、農林水産省から常駐職員を原子力被災12市町村へ派遣。
- 福島県、市町村、福島相双復興推進機構、農協等と連携し、市町村の行う営農ビジョンや人・農地プランの作成、ほ場整備に向けた地権者との土地利用調整等の取組推進。
- 令和5年4月に法定化された地域計画の策定に向けた取組を側面から支援

ほ場整備の事業化と計画の見直し（川内村）

- ・ 営農再開に向け、令和4年度から県営ほ場整備事業を計画（6工区、面積約60ha）。
- ・ 派遣職員は、事業採択に向け協議・調整。
- ・ 効果的な事業化に向け河川敷等の地区編入を含めた事業計画の見直しを提案。
- ・ 農家説明や事業推進委員等地元関係者へ情報提供。
- ・ これらの取組を経て令和6年10月から工事に着工。



ほ場整備事業説明会の様子

営農再開ビジョンの具体化に向けた取組（大熊町）

- ・ 令和4年度からの本格的な営農再開に向け「営農再開ビジョン」を策定
- ・ 派遣職員は、ビジョン策定に向けた委員会の立ち上げ、運営、座談会の開催を支援（令和4年3月公表）。
- ・ 策定された営農再開ビジョンの実現に向け、農地集積が可能な農地の設定、農地の出し手と受け手のマッチングを調整。再開に向けた栽培品目、事業計画等の検討を町内外の担い手と調整。



農地図面への書き込み作業の様子

人・農地プランから地域計画策定へ（広野町）

- ・ 令和2年度から人・農地プランの実質化に向け着手。
- ・ 派遣職員は、農業者の意向確認や中心経営体へのヒアリングを実施、地区座談会での話し合いを取りまとめ。
- ・ 令和3年度までに全5地区のプラン実質化を実現し、町内全域での人・農地プランの作成を完了。
- ・ 地域計画の法制化を踏まえ、派遣職員は地域計画策定に向けた目標地区作成や座談会の開催を支援。



地区座談会の様子

○ 農地整備対象面積は約4,460ha、そのうち令和5年度までに2,580ha（58%）が技術職員の支援により整備済み。

○ 11市町村で地域計画を策定（令和7年3月）により担い手を確保。

○ 福島復興再生加速化交付金の活用・サポートにより農業用機械・施設の導入が促進。

○ 檜葉町では、甘藷の農作業に農福連携の取組を開始。

その他、令和7年度末の営農再開面積（目標）約10,000haへの道筋に向けた市町村との意見交換、営農再開した農業者や参入法人等との意見交換を実施し、再開後の課題等を関係機関と共有。